

カドミウム及びその化合物の暫定排水基準が見直されます

「カドミウム及びその化合物」について、平成 29 年 12 月 1 日に見直されます。

～平成 29 年 1 月 15 日付け環水大発第 1711151 号の通知による～

「カドミウム及びその化合物」について、3 業種に係る暫定排水基準が平成 29 年 12 月 1 日に見直されます。

3 業種に係る見直しの概要は以下のとおりです。

業種	現行	見直し後
金属鉱業	0.08 mg/L (H28.12.1～H31.11.30)	
溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1 mg/L (H28.12.1～H29.11.30)	一般排水基準へ移行 0.03 mg/L (H29.12.1～)
非鉄金属第一次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L (H26.12.1～H29.11.30)	
非鉄金属第二次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09 mg/L (H26.12.1～H29.11.30)	

詳細は環境省のホームページをご確認ください。